

世界に開かれた国際金融センターの実現

2021. 2



はじめに – 世界に開かれた国際金融センターの実現

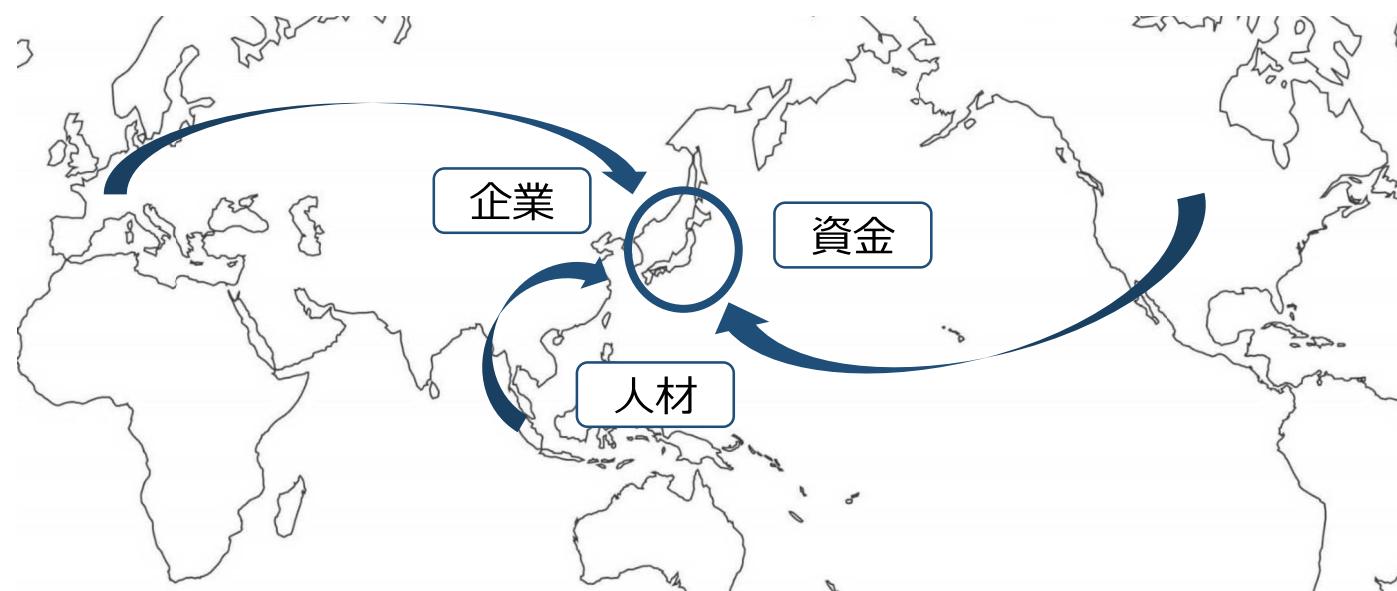
今ある日本の強み

- ・ 安定した政治、良好な治安・生活環境
- ・ 大きな経済、豊富な個人金融資産

日本政府としての取り組み

- ・ 金融庁として規制面で利便性向上
- ・ 省庁横断で税制面や生活面にも対応

人材・企業・資金を呼び込み国際金融センターを目指す



観光に続き、ビジネスを行う場としても魅力的な国家へ

(総括) 政府としての取り組みのまとめ

省庁・関係機関に横ぐしを刺す総合パッケージ

税

- ✓ 法人税・相続税・所得税についての改正・明確化

規制対応

- ✓ 新規に日本に参入する海外資産運用会社等について、英語かつワンストップでの登録手続や監督
- ✓ 海外運用業者向けの簡素な参入手続の創設

在留資格

- ✓ 一定の資産運用業者等は短期滞在で入国後、帰国することなくビジネスを開始可能に
- ✓ 高度外国人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和、配偶者の就労について利便性向上

創業・生活支援

- ✓ 創業支援に加え、教育、医療、住居等の生活面についてもカバーするワンストップサポート

情報発信

- ✓ 専用ウェブサイトや在外公館を通じた情報発信・誘致強化

(1) 税制対応

税制面でのボトルネックの除去

現状		対応
法人税 運用会社に 課税	30% 役員の業績連動報酬 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業 とする非上場の非同族会 社等について、業績連動給与の算定方法等 を金融庁のウェブサイトへ掲載する等の場 合には、 損金算入を認める。 (本年4/1以降導入予定)
相続税 ファンドマネー ジャー等の相続 人に課税	0～55% <u>10年超居住…全世界財産</u> 10年以下居住…国内財産のみ	勤労等のために日本に居住する外国人につ いて、居住期間にかかわらず、 国外財産を 相続税の課税対象外とする。 (本年4/1導入予定)
所得税 ファンドマネー ジャー等の個人 に課税	0～55% ファンドマネージャーのファン ド持分に対して運用成果を反映 して 分配される利益 → <u>金融所得にあたるかが不明 確</u>	利益の配分に経済的合理性がある場合等に おいては、総合課税（累進税率、最高 55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」 として 分離課税（一律20%） の対象とな ることを 明確化 する。 (今春導入予定)

(2) 規制対応

新規海外運用会社等への英語対応

現状

- ・ 日本への参入を検討する海外の資産運用会社に対する事前相談対応、登録審査、監督を行う場が、金融庁と財務局で分かれている
- ・ 提出書類や議論を日本語で行う必要があるため、海外事業者の規制対応コストが高い

対応

金融庁・財務局が「拠点開設サポートオフィス」を設置
(2021年1月12日)

→**事前相談、登録審査、監督等を英語によりワンストップで対応**

※併せて、AI翻訳を用いた音声・テキスト翻訳サービスを導入し、
金融行政の英語化を推進 (2021年3月頃~)

(2) 規制対応

規制面でのボトルネックの除去

現状

海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても、日本で資産運用業を行うには、原則として「登録」が必要であり、さらに海外で業務実績がある場合でも、登録手続には一定の時間を要する

対応

以下について、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設

- ① 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資金の運用実績がある資産運用業者（海外の資金のみ運用）（3～5年程度の時限措置）
- ② 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者

（注）2021年通常国会に法案を提出予定

(3) 在留資格

在留資格関連の利便性向上

在留資格について

- 起業準備のため在留資格「短期滞在」で入国した場合でも、一定の要件を満たせば、事業開始前に日本から**出国することなく**在留資格を取得可能に

高度人材について

- 様々な優遇措置を受けられる「高度専門職」の在留資格を得るために必要なポイントに、**資産運用業者向けのポイント項目**を追加
- 上記「高度専門職」の在留資格を得る場合、**優先処理（10日以内を目指）**で取得可能

家事使用人について

- 一定の要件を満たす高度人材について、
 - **13歳未満の子供がいる等の家庭事情がなくても**家事使用人を雇用することが可能に
 - 高度人材が雇用可能な家事使用人の人数枠を**1名→2名**に増加

配偶者について

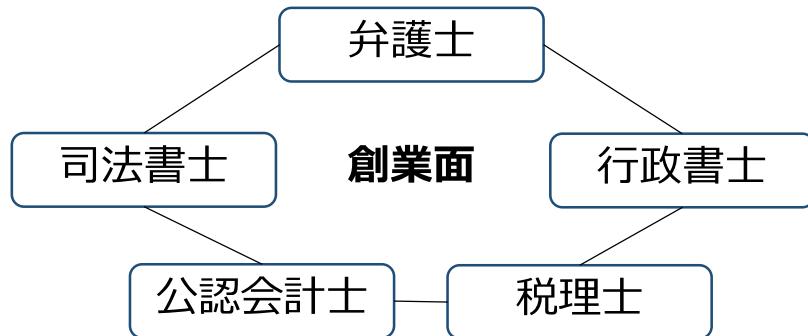
- 高度人材の配偶者は一定の要件を満たせば**就労資格を取得することなく**
フルタイムでの就労が可能

(注) ○はいずれも資産運用業者等に対する特例
「一定の要件」については今後詳細を検討

(4) 創業・生活支援

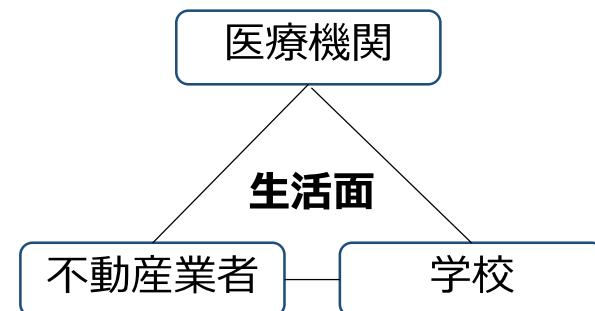
金融創業支援

- ・法人設立
- ・在留資格取得
- ・金融ライセンス取得 等



生活支援

- ・医療
- ・住居
- ・インターナショナルスクール 等



民間事業者による支援

日本拠点開設を検討する外国人・海外金融事業者に、**無料かつワンストップ**で支援するモデル事業を実施

政府による支援

拠点開設サポートオフィス（p5）の機能を拡充し、金融ライセンスの事前相談のみならず、生活立上げに関する情報提供・相談も行う（自治体や外国在留支援センター等とも連携）

(5) 情報発信

情報発信の強化

金融庁において、海外からの資産運用業者等を誘致するための専用ウェブサイトを立上げ、情報発信を強化

以下の国際金融センター関連の施策や、日本での拠点開設・生活に役立つ情報を、集約して日英で発信

- ①税制対応
- ②規制対応
- ③在留資格
- ④創業・生活支援

問い合わせ先

拠点開設サポートオフィス

marketentry@fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

免責事項

本資料は、暫定的な議論の状況を金融庁が整理したものです。個別の制度等については、各法令やガイダンスをご参照ください。

本資料に記載されている情報は、2020年12月8日付け総合経済対策及び2020年12月21日付け税制改正の大綱に基づいています。本資料に記載されている情報は、今後、法令改正並びに予算の作成及び執行によって具体化されるものであり、その過程の中で本資料に記載されている情報の内容に変更が生じる可能性があります。

今後、新規の事象が生じた場合であっても、金融庁は本資料に含まれる情報等について、更新・修正等の義務を負うものではありません。

本資料に含まれる情報については、慎重を期していますが、その正確性、完全性、有用性その他的一切の事項を保証するものではなく、その利用に関して、金融庁は何らの義務及び責任を負いません。

本資料に含まれている情報は全て、情報提供のみを目的として提供されているものであり、投資活動の勧誘や特定の銘柄への投資の推奨等を目的としたものではありません。